

学 識 経 験 者 意 見

大牟田市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の
点検及び評価についての意見書

福岡教育大学
教授 石丸 哲史

このたび、大牟田市教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に定めるところにより、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行った。上記第 26 条第 2 項においては、「点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする」とあり、このことにもとづき、本稿では、点検・評価の手法に焦点を置きながらも、この趣旨から逸脱することのない範囲において施策そのものについても言及する。

○教育委員会の活動状況について

定例会・臨時会をはじめ、総合教育会議、学校訪問、各種行事および研修会等への出席、勉強会の開催など、教育委員会のさまざまな活動について詳細に記載されており、市民への広報として適切なものとなっている。

総合教育会議は、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、本市の教育課題や目指す姿を共有しながら、連携して効果的に教育行政を推進していくための重要な会議である。令和 6 年度以降の大牟田市教育の振興に関する大綱について協議が行われた議事録からは、自由闊達な意見交換がなされ、市長と教育委員とが大牟田市の教育についてビジョンを共有できていることがわかる。このように、総合教育会議の役割に関する記述とともに、市長と教育委員との協議の内容が、議事録の公開によって市民が把握できることは大変有意義なことといえる。

勉強会については、一般的な教育委員向けの研修会では等閑視しがちな内容にまで踏み込み、教育委員の主体性、積極性を感じる。令和 5 年度は、夜間中学、学校再編整備、教育振興基本計画等の様々なテーマを設定し、延べ 16 回開催されているが、レイマンコントロールに委ねられているだけに、この勉強会の意義を痛感する。大牟田市の教育の現状と課題を十分に認識し、保護者という立場も含め、各方面でご活躍の教育委員であるからだろう、自らの見解や意見は説得力や訴求力に富んでいる。

教育委員会活動の情報発信については、積極的な広報姿勢がみられ、会議開催の告知にあたっては市庁舎掲示場とウェブサイトにて、また、会議資料は市情報公開センターでも閲覧できるようにするとともに、ウェブサイト上で会議録を公開している。

また、平成 27 年度からは、教育委員会活動が市民により一層理解され、関心を

持ってもらうため、「教育委員会だより」を発行しており、令和５年度は年３回発行し、情報発信の充実を図っている。今後も、引き続き広報活動にも傾注していただきたい。

○教育委員会および市長部局関係分における重点事業について

◆教育委員会関係分

令和５年度は、令和２年度から５年度までの４年間を計画期間とする総合計画「まちづくり総合プラン」の最終年度となっている。総合計画に基づいて策定した教育振興基本計画「大牟田市学校教育振興プラン２０２０～２０２３」も計画期間の最終年度であるだけに、このたびの「大牟田市学校教育振興事業計画」に関する点検・評価はこのプランの総括といえる。

令和５年度の教育委員会の方針は、児童生徒が持続可能な社会の創り手となれるよう、ＥＳＤの推進に努めるとともに、この推進にあたっては知育・徳育・体育のバランスをとっていくとしており、そのために地域、関係機関、団体等との連携の必要性を強調している。また、義務教育９年間を見通した教育を推進していく中で、小中一貫の取組、その受け皿となる学校の再編整備を進めながら、人権・同和教育とともに、学力向上にはとりわけ力を入れ多方面からの取組を企てた。

基本方針にかかる達成状況では、「将来に向けて意欲を持って取り組もうとする中学生の割合」が令和２年度から目標値を超えしかも上昇傾向にある。基本方針に基づく事業の成果が着実に上がっていることの証左ともいえる。現状値を踏まえてかつて目標値を８０％としていることから、８５％に近づいている今日ではこの数値の妥当性は失われ、いよいよ目標値を８５％以上にする時期を迎えている。

では、基本方針に基づいた以下の重点事業について、点検・評価の妥当性および事業そのものについて管見を述べる。

Ⅰ-１ 未来を創るＥＳＤ推進事業について

大牟田市においては、ＥＳＤの思想が脈々と受け継がれてきた。新型コロナウイルス感染症の位置付けが緩和されたことによって、かかる活動が活発になったので多くの成果が認められる。さらなる充実に向けては、各学校の地域や児童生徒の実態をふまえ、市民団体や地元企業、団体等とさらに連携する必要があるとしていることから、連携の在り方も検討しながら取組を深めていく必要がある。

一方、ＥＳＤは活動を重視するだけに、ともすれば「活動あって学びなし」となりがちである。学力向上との関係からこのようなことにならないために、「学び」そのものにも照射する必要がある。小中一貫教育を見通したＳＤＧｓ／ＥＳＤを推進するため、中学校区内の学校間で教育課程についての協議を進める必要があるとしており、学びの評価も視野に入れながら引き続き取組を深めていただきたい。

I-4 小中一貫教育推進事業について

児童生徒の学力向上や心身の健全な育成のためには、義務教育9年間の一貫した教育課程が望ましいことは言を俟たない。系統性・連続性のある指導は中1ギャップや不登校の解消にも奏功するからである。妥当な空間的単位である中学校区を基本とする小・中の学びの集合体が期待される。宮原中学校区では小中一貫教育制度を本格導入し、9年間を見通した教育課程が編成され、各小学校の特性を考慮して「放課後子ども塾」が開設され、中学校への円滑な接続にも貢献していることから、今後も着実に進めていく必要がある。その際には、効果の検証と課題を見いだすことは当然であるが、小学校と中学校では発達段階から学習スタイルに差異があることは認めざるを得ない。両者の教師文化を否定するわけではないが、学習者の文脈に沿って授業改善に努めていただきたい。

II-1 「学びに向かう力」育成推進事業について

大牟田市が実践してきたESDは非認知能力の向上に寄与してきたといえる。しかしながら、全国学力・学習状況調査の得点が低ければ、このESDの貢献も歓迎はされにくい。このことを真摯に受け止め、4年度から指標を「全国学力・学習状況調査の標準化得点」に改め、目標値として前回調査を上回るとし、さらに5年度は全国平均以上としたことは、他の市町と同じ手法を採ったものであり、高く評価される。残念ながら、目標値には達することはできなかったが、この点検・評価の姿勢は、今後必ずや学力向上につながるものと確信している。どうすれば標準化得点を上昇させることができるか、精緻な分析を行い、改善へと向かっていただきたい。

また、「学びに向かう力」を育成する事業とはいうものの、「知識・技能」および「思考力・判断力・表現力等」の二要素も疎かにしてはならない。今後、授業改善はもとより、家庭学習習慣の定着等に向けた取組を進める必要があるとしており、積極的にこれを推進すべきである。その際には、「ティーチングからラーニング」といわれるように、教師が何を教えるではなく、児童生徒が何をどのように学ぶかという点に傾注していただきたい。

III-1 学校再編整備推進事業

我が国の人口動態に鑑みると児童生徒数の減少は避けられず、小規模校のデメリットがメリットを上回るようになってきており、学校の適正規模および適正配置を早急に進めていく必要がある。

施設の整備はもちろんのこと、通学路の安全対策などかかる課題は多岐にわたり、また、学校再編整備にあたっては保護者や地域の理解と協力が欠かせない。丁寧な説明を行い定期的に周知を図り、再編された学校へのアンケート調査による再編効

果の検証の必要があるとしていることから、これを着実に進めていただきたい。

IV-1 スクールソーシャルワーカー活用事業について

中学校区においてスクールソーシャルワーカーが常駐していることで、様々な課題の早期発見、早期介入による課題解決と中1ギャップの軽減、不登校状態の解消など、スクールソーシャルワーカーの役割は大きい。

指標として掲げた「SSWが関わることで解決又は好転した事案の割合」が目標値を超えており、この成果は、小中一貫教育推進事業で配置したスクールソーシャルワーカーと合わせた配置拡充により、支援が必要な児童生徒や家庭を関係諸機関につなぐことができるケースが増え、個に応じた対応がとりやすくなったからだとしており、効果が大きいことがわかる。

ただし、相談対応件数が増加していく状況下では、スクールソーシャルワーカーの業務量は増大するので、効果的な運用が求められる。これまでの実績をふまえ、今後もスクールソーシャルワーカーの専門的知識・技術を活用し、支援の充実を図っていただきたい。

V-1 人権・同和問題啓発事業について

市民ひとりひとりが、「差別をしない」ことに徹し、「差別をなくす」ことに力を尽くさなければ、SDGsの趣旨である「誰一人取り残さない」社会の実現は困難であり、これを実現する教育としてのESDの役割も大きい。参加者の固定化は深刻な問題であり毎年度指摘されているが、開催テーマに対する理解及び認識が「深まった」「概ね深まった」との参加者の回答割合を人権尊重意識の醸成度として達成指標にすることは妥当とはいえないのではないだろうか。啓発事業としては、新規参加者の増加に全力を傾倒する必要がある。

◆市長部局関係分

市長部局所管である社会教育、文化、スポーツの分野については、「まちづくり総合プラン」に掲げる関係施策に対する点検・評価は、社会教育の振興や文化財の保護などの教育委員会の権限に属する事務について実施されている。

4-1 高校生まちづくり体験事業について

小・中学校において総合的な学習の時間によって培われた資質・能力は、高等学校の総合的な探究の時間によってさらに深化、発展していく。このような段階にある高校生に対して「まちづくり」に関する探究課題を設定することは自己のキャリア形成にも貢献する。また、大牟田市を必ずしも居住地ではなく就学地としてとらえる高校生は、大牟田市に対する新たな認識をもたらすだけでなく、より大人の次元での思考力・判断力・表現力および行動力を発揮できる。

本事業は、このような高校生の参画によって有意義なまちづくり事業の実現に結びつくとともに、なによりも後に続く小・中学生への教育的効果が大きい。地域の方々や小・中学生等との交流の機会となるよう事業を展開する必要があるとすることから、このことを念頭に置きながら着実に進めていただきたい。

4-2 学校E S D支援事業について

教科等の学習に対して市民が協力することは内容面や教科の本質からして相当の困難を伴うが、E S Dに関してはむしろ市民の協力が効果的であることが多い。また、市民参画によって市全体で持続可能な社会づくりをめざすこともできることからE S Dは学校教育と社会教育の垣根を越える。

ただし、どのように学校教育に対して協力していくか、丁寧な説明と手続きを踏まないと学校と市民との間にウインウインの関係は生まれない。地区公民館がこの関係構築の役割を果たすことになるが、必要性和実効性など検討すべきところを明確にしながら事業を展開していく必要がある。

令和5年度は、本市総合計画「まちづくり総合プラン」及びこれに基づいた「大牟田市学校教育振興プラン2020～2023」の最終年度であり、次期振興プラン策定に向けて腐心されたと思う。その際には「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を趣旨とする国の教育振興基本計画を参酌されたであろうが、大牟田市にとってみれば、この両者を受け入れるにあたって骨が折れることはなかったはずである。

それは、継続的に実施されてきたユネスコスクール・SDGs／E S D交流会からも裏付けられる。学校関係者のみならず市役所関係、市内企業・団体各位など、市全体が持続可能な社会構築とその人づくりに関わっている。昨年も申したように「まちづくりはひとづくりから」だけでなく、「ひとづくりはまちづくりから」のストーリーが垣間見えてくるのである。

SDGsのローカライズを趣旨としたSDGs未来都市ではあるが、グローバル目標達成にも努めていかなければならない。大牟田市の場合は、E S Dを浸透させたことによって「グローカル」思考が定着し、地域埋没的、地域完結的な懸念が払拭されている。

持続可能な社会を創る「おおむたっ子」の育成をめざす上での課題を共有し、市民全体がこの課題解決に参画することによって、ウェルビーイングに向けた価値共創が実現する大牟田市となることを念じつつ本稿を閉じる。

以上